

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.1

明示項目	明示事項	条件及び内容
工程関係	<input type="checkbox"/> 別途工事との工程調整が必要あり (別途工事名:)	<input type="checkbox"/> 調整項目 (<input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議)
	<input checked="" type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	<input checked="" type="checkbox"/> 制限する工種名 (コンテナターミナルの出入り) 施工時期及び施工時間 (別紙特記に記載) 施工方法 ()
	<input checked="" type="checkbox"/> 他機関との協議が未完了	<input checked="" type="checkbox"/> 協議が必要な機関名 (海上保安部) 協議完了見込み時期 ()
	<input type="checkbox"/> 占用物件との工程調整の必要あり <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 占用物件名 (<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> その他 ()
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり	<input type="checkbox"/> 未処理箇所 (<input type="checkbox"/> 別添図 <input type="checkbox"/> No. ~No. <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 完了見込み時期 (<input type="checkbox"/> 平成 年 月 頃 <input type="checkbox"/> 別途協議)
	<input checked="" type="checkbox"/> 仮設ヤードの有無	<input checked="" type="checkbox"/> 仮設ヤード (<input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (別紙特記に記載) <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間 () <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離 (L = km) <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法 () <input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()
公害対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 施工方法の制限あり	<input checked="" type="checkbox"/> 制限項目 (<input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input checked="" type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 施工方法等 (<input type="checkbox"/> 指定工法名 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 施工時期 ()
	<input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり	<input type="checkbox"/> 調査項目 (<input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 調査方法 (<input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議)
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定あり	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置 (<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 交通管理要員の配置 (<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 指定路線 <input type="checkbox"/> 指定路線以外 <input type="checkbox"/> 配置人員数 (人) (うち交通誘導警備員A (人)) (注: 配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、指定路線以外で交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。) <input type="checkbox"/> 交通管理要員の配置時間 () <input type="checkbox"/> 交通管理要員の配置期間 () <input type="checkbox"/> 交通管理要員配置の対象工種 ()
	<input type="checkbox"/> 近接公共施設等に対する制限	<input type="checkbox"/> 工法制限あり ・近接公共施設名等 (<input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> その他 ()) ・制限を受ける工種 () ・制限内容 ()
	<input type="checkbox"/> 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	<input type="checkbox"/> 安全防護施設等の配置 (<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 保安要員の配置 (<input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議)
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市港管理組合

平成29年10月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
工事用道路関係	<input type="checkbox"/> 一般道路（搬入路）の使用制限あり <input type="checkbox"/> 仮設道路の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 経路及び使用期間の制限内容（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 用地及び構造（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 安全施設（ <input type="checkbox"/> 別途図面 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設置条件あり	<input type="checkbox"/> 使用期間及び借地条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 転用あり（回） <input type="checkbox"/> 兼用あり（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 仮設物の構造及び施工方法の指定	<input type="checkbox"/> 構造及び設計条件（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 施工方法（ ）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
残土・産業廃棄物関係	<input type="checkbox"/> 残土処分（自由処分）	<input type="checkbox"/> 残土処分地（ <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） 運搬距離（L= km）
	<input type="checkbox"/> 残土処分（指定処分・他工事流用）	<input type="checkbox"/> 処分地の処理条件あり（ <input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> その他（ ））
	<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり	<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類（ <input checked="" type="checkbox"/> コン塊 <input type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地（ <input checked="" type="checkbox"/> 再生処分場（ ） <input type="checkbox"/> 最終処分場（ ） <input type="checkbox"/> 別添図書 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議） 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】 <input type="checkbox"/> 処分場の受入条件（ ）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
工事支障物件関係	<input type="checkbox"/> 工事支障物件あり	<input type="checkbox"/> 支障物件名（ <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他（ ）） <input type="checkbox"/> 移設時期（ <input type="checkbox"/> 平成 年 月 頃 <input type="checkbox"/> 別途協議） <input type="checkbox"/> 防護（ ）
	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり	<input type="checkbox"/> 設計条件（ ） 工法区分（ ） 材料種類（ ） 施工範囲（ ） <input type="checkbox"/> 削孔数量（ ） 注入量（ ） その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 提出書類あり	<input type="checkbox"/> 工法関係（ ） 材料関係（ ）
	<input type="checkbox"/> 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
再生材使用関係	<input type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり	<input type="checkbox"/> 再生材の種類（ <input type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input type="checkbox"/> 再生クラッシャーラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input type="checkbox"/> 再生コン砂 ） <input type="checkbox"/> 再生材が使用出来ない場合の措置（ <input type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 別途協議 ）
	<input type="checkbox"/> 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験）	<input type="checkbox"/> 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。）
	<input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について	<input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 （認定製品の品名： ） 【注：認定製品の品名欄については、設計単価表の品名を記入すること】 <input type="checkbox"/> 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板 ）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
その他	<input type="checkbox"/> 工事用機材の保管及び仮置きが必要あり	<input type="checkbox"/> 保管場所（ ） 期間（ ） その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 現場発生産品あり	<input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 保管場所（ ） その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 支給品あり	<input type="checkbox"/> 品名（ ） 数量（ ） 引渡場所（ ） 時期（平成 年 月 日） その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 盛土材等工事間流用あり	<input type="checkbox"/> 運搬方法（ <input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） ） <input type="checkbox"/> 引渡場所（ <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他（ ） ） 数量（ ） 運搬距離（L＝ km）
	<input type="checkbox"/> 現場環境改善費（イメージアップ経費）適用工事	<input type="checkbox"/> 現場環境改善（イメージアップ）の内容（率分）（ ） <input type="checkbox"/> 現場環境改善（イメージアップ）の内容（積上）（ ）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> その他（ ）
適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 適用条件	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（平成28年7月版）を適用（部分改正を行った内容も含む（最新改正：平成29年11月1日）） 三重県を四日市港管理組合と読み替え準用する。 <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル（案） 編」を適用 <input checked="" type="checkbox"/> 契約後のVE提案に関する特記仕様書 平成26年4月1日を適用（四日市港管理組合HP「入札情報-入札契約関係規程」を参照） <input type="checkbox"/> 「受発注者間の協議における回答予定日を明確にする取組」 試行対象工事に係る特記仕様書 平成28年7月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input checked="" type="checkbox"/> 設計変更を行う際には、三重県設計変更ガイドライン（平成29年7月）を参考とする。（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） 三重県を四日市港管理組合と読み替え準用する。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計変更（工事一時中止）を行う際には、三重県工事一時中止に係るガイドライン（三重県県土整備部 平成29年7月）を参考とする。（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） 三重県を四日市港管理組合と読み替え準用する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.4

明示項目	明示事項	条件及び内容
監督の区分 （共通仕様書 第1編第1章 1-1-22条第6 項に規定する 表1-2、表1-3）	<input checked="" type="checkbox"/> 一般監督 （ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、全ての工種を重点監督とする。） <input type="checkbox"/> 重点監督	重点監督の場合 【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】 <input type="checkbox"/> 全ての工種に適用する。 <input type="checkbox"/> 対象工種（ ） ※これ以外は、一般監督とする。
入札・契約方式	<input type="checkbox"/> 入札時VE方式 <input checked="" type="checkbox"/> 契約後VE方式 <input type="checkbox"/> 設計・施行一括発注方式 <input type="checkbox"/> プロポーザル方式 <input checked="" type="checkbox"/> 総合評価方式	<input type="checkbox"/> 契約前のVE提案に基づき施工しなければならない。 <input checked="" type="checkbox"/> 契約後にVE提案を受け付ける。 <input type="checkbox"/> 細部設計の承認を受けなければならない。 <input checked="" type="checkbox"/> 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。
電子納品	<input checked="" type="checkbox"/> 工事完成図書（工事写真含む） <input type="checkbox"/> 電子納品対象外	<input checked="" type="checkbox"/> 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、（ <input checked="" type="checkbox"/> 2部 <input type="checkbox"/> （ ）部）とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 四日市港管理組合CALS電子納品運用マニュアル（平成28年12月改訂）を適用 なお、工事番号の記入は省略する。
産業廃棄物税	<input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物税	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
工事カルテ作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> 工事カルテ作成・登録	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
建設副産物情報交換システム	<input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物情報交換システム	<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム（副産物システム、発生土システム）にデータを入力すること。
県内企業優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 県内企業優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。
県内産製品優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 建設資材の県内産製品優先使用	<input checked="" type="checkbox"/> 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。 <input checked="" type="checkbox"/> 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
不当介入を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 不当介入を受けた場合の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
工事実態調査	<input checked="" type="checkbox"/> 工事実態調査	<input checked="" type="checkbox"/> 四日市港管理組合低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準に満たない額で契約し、発注者より工事実態調査の指示があった場合又は、同実施要領で定める重点調査を経て契約した場合は、工事実態調査に協力すること。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.5

明示項目	明示事項	条件及び内容
社会保険等未加入対策	<input checked="" type="checkbox"/> 社会保険等未加入対策 （健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）	<input checked="" type="checkbox"/> 適用除外でないにもかかわらず社会保険等に未加入である建設業者を下請人としてはならない。 <input checked="" type="checkbox"/> 下請契約に先立って、選定の候補となる業者について社会保険等の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず社会保険等に未加入である場合には、早期に加入手続きを進めるよう指導を行うこと。 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市港管理組合

平成29年10月

霞ヶ浦地区 27 号岸壁(-12m)改良工事 特記仕様書

第 1 章. 適用

- 1-1. 本特記仕様書は霞ヶ浦地区 27 号岸壁(-12m)改良工事に適用するものである。
- 1-2. 本工事は栈橋上部(主に梁、床板)の補修を目的とする。
- 1-3. 本特記仕様書に定めのない事項については、事業主体を四日市港管理組合に読み替え、三重県公共工事共通仕様書（平成 28 年 7 月）及び港湾工事共通仕様書（平成 29 年 3 月）を適用するものとする。

上記のものに規定のない事項については、下記仕様書等の定めによるものとする。

- ・ 「港湾の施設の維持管理技術マニュアル」((財) 沿岸技術研究センター平成 19 年 10 月)
- ・ 「栈橋劣化調査・補修マニュアル」(東京港埠頭(株)平成 24 年 11 月)
- ・ 「港湾鋼構造物防食・補修マニュアル (2009)」((財) 沿岸技術研究センター平成 21 年版)
- ・ 「コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針 2009」((社) 日本コンクリート工学会平成 21 年版)
- ・ 「コンクリート標準示方書「維持管理編」2013」(土木学会 2013 年版)
- ・ 「コンクリートライブラリー107 号電気化学的防食工法 設計施工指針(案)」(土木学会平成 13 年)
- ・ 「表面保護工法 設計施工指針 (案)」(土木学会平成 17 年)

第 2 章. 総則

2-1. 施工位置の確認

- (1) 基準点及び水準点は、監督員が指示したものを使用するものとする。
- (2) 施工にあたっては、あらかじめ監督員に施工位置の確認を受け、実施するものとする。

2-2. 施工条件

コンテナターミナル供用中の施工となるため、荷役作業に影響を与えないようにすること。

2-3. その他

- (1) 第三者に対して損傷・損害を与えないよう十分注意すること。万一損傷・損害を与えた場合は、受注者にて原形復旧するとともに解決に全力を挙げること。
- (2) 受注者は、工事が完成し、引渡し完了までの工事対象物の保管責任を負わなければならない。

第 3 章. 施工全般

3-1. 足場工

- (1) 足場工は参考図とする。残置する部分について、監督員と協議すること。
- (2) 波浪により、足場等が流されないように処置すること。

(3) 足場材料の仕様は以下のものを想定している。

材料名	断面係数	許容応力
エキスパンドメタル	1.588 cm ³	13720 N/cm ²
単管パイプφ48.5	3.83 cm ³	23520 N/cm ²
吊りチェーンφ5.8	-	4210 N/本
アンカーボルト M16	-	33300 N/本
アイボルト M16	-	4410 N/本

(4) 横通路部(11BL～1BL)については、平成 31 年 1 月以降の施工とする。

3-2. 補修工（断面修復工）

- (1) 鉄筋かぶり厚について、梁部は 80mm、床版部は 60mm と想定している。想定と異なる箇所が判明した場合は、監督員と別途協議しなければならない。
- (2) 劣化範囲が図面に示された撤去範囲と異なる場合は、監督員と別途協議しなければならない。
- (3) コンクリート撤去面は十分に清掃するものとする。
- (4) 劣化コンクリート撤去時は、既設鉄筋及び鋼材等に損傷を与えないように十分に注意するとともに、撤去殻を海中に落とさないように施工しなければならない。
- (5) 露出した鉄筋に断面欠損がみられた場合は、監督員に状況を報告し、指示を受けるものとする。
- (6) 露出した鉄筋が、10%以上断面欠損していた場合は、同径の鉄筋を添えて補修すること。
- (7) 梁・床版の補修に当っては、既設面に対して不陸が生じないように平滑に仕上げなければならない(現況で鉄筋かぶり厚さが 3cm 未満の箇所を除く)。
- (8) 鉄筋かぶり厚さは床板で 30mm 以上、梁で 35mm 以上確保すること。現況足りていない場合は、厚みを増して確保すること。
- (9) 電気防食範囲について、防錆材、プライマーは電気防食に支障にならないものとする。
- (10) 修復材料及び施工方法については、監督員の承諾を得なければならない。なお、品質規格は以下を基準とする。

電気防食施工範囲外

区分	項目	品質規格値	試験方法
セメントモルタル ポリマーセメントモルタル	圧縮強度	30.0N/mm ² 以上	JSCE-G 505
	付着強度	1.5N/mm ² 以上	JSCE-K 531 あるいは建研式
	曲げ強度	3.0N/mm ² 以上	JIS R 5201

電気防食施工範囲

区分	項目	品質規格値	試験方法
セメントモルタル ポリマーセメントモルタル	電気抵抗率	50k Ω cm 以下 (材令 28 日)	JSCE-K 562 2008
	圧縮強度	30.0N/mm ² 以上 (材令 28 日)	JSCE-K 505
	付着強度	1.0N/mm ² 以上 (材令 28 日)	JSCE-K 531 あるいは建研式

3-3. 補修工（ひび割れ注入・充填工）

- (1) ひび割れ注入は注入圧力 0.4MPa 以下とする。
- (2) 補修範囲が図面に示された範囲と異なる場合は、監督員と別途協議しなければならない。
- (3) 修復材料及び施工方法については、監督員の承諾を得なければならない。

3-4. 補修工（表面保護工）

- (1) 下地処理とは、コンクリート表面に付着しているレイタンス・ほこり・油脂類、塩分等の有害物をサンダーケレンにより除去する作業である。
- (2) 断面修復工、ひび割れ注入、充てん工を施工した箇所は、補修材を適正な期間養生させた後に、表面含浸工を施工すること。
- (3) 施工時の材料の飛散や施工箇所周辺の汚染防止、表面含浸材の含浸箇所の保護等を目的に、適正な養生を行う。

3-5. 配線・配管工

配線、配管に用いる材料は、JIS 規格に準拠したものとする。

3-6. 電気防食工

3-6-1. 照合電極設置工

- (1) モニタリング用の照合電極を鉄筋にできるだけ近接させて同深度にケーブルタイで固定する。
- (2) 埋め戻し後は、安定した電位測定ができるか動作確認すること。
- (3) 最も腐食が進んでいる箇所に設置することが望ましいため、腐食状態を確認したうえで、詳細な設置位置を監督員と協議すること。

3-6-2. 測定・排流端子設置工

排流・測定端子は、露出させた鉄筋に直接溶接して確実な導通を確認すること。

3-6-3. 鉄筋間導通調査工

- (1) 本工事電気防食対象の鉄筋は、原則的に全ての電氣的な導通が必要であることから、導通確認を 2 箇所行うものとする。
- (2) 確認は、直流電圧計により鉄筋（断面修復工程上露出している）及び排流端子相互の電位差を測定し、1mV 以下で安定した値でなければならない。
- (3) 調査箇所の詳細は監督員と協議すること。
- (4) 導通不良と判断される箇所が存在する場合は、電氣的な接続処理を行い鉄筋が電氣的に一

体となるように処理をする。なお、これについては、監督員と協議すること。

3-6-4. 溝切り工

陽極及びコンダクターを設置するための溝を事前にしたマーキング位置に沿って、コンクリートカッター及びチップパー等を用いて切削すること。

3-6-5. 陽極・コンダクター設置工

- (1) 陽極・コンダクターは、切削した溝内に固定しモルタルで埋め戻すこと。また、陽極周囲には陽極の細かい格子目部分まで充填可能なモルタルを使用すること。
- (2) 陽極とコンダクターが交差する箇所は、溶接して接続すること。
- (3) はつり後に、鉄筋等によりコンダクターの設置が困難と判明した場合は、監督員と協議のうえ、設置位置を決定するものとする。
- (4) 梁に設置するプルボックス内において、電線をコンダクターと接続すること。

3-6-6. 防食効果確認工

分極試験を実施し、直流電源装置の通電調整を行う。防食管理基準は、通電停止直後の電位と通電停止（一般的に 24 時間後）の電位差が全ての測定点（照合電極設置箇所）で、100 mV 程度以上であることとする。

3-6-7. その他

陽極と鋼材の短絡をさけるため、表面露出金属が発見された場合は、これの撤去について、監督員と協議すること。

3-7. その他施工

- (1) コンテナターミナルへの出入りは原則として以下の時間帯とし、やむを得ず指定時間外の出入りをする際は、四日市港埠頭株式会社、コンテナターミナル利用者及び監督員の承諾を得ること。

出入り指定時間帯：平日（～8：00、12：00～13：00、16:30～）、休日（終日）

※この時間帯内で出入りができない場合もあるため、その都度確認すること。

- (2) 現場周辺の SOLAS フェンスは振動センサーが設置されているため、注意して施工すること。

第4章. その他

- 4-1. 出来形管理基準については以下の通りとする。その他項目については、三重県公共工事共通仕様書に準ずるものとし、適用が困難な場合については、監督員と協議し、許容範囲を決定する。

工種	管理項目	測定方法	測定密度	許容範囲	実施時期
補修工					
断面修復 劣化コンクリート撤去	撤去範囲	打音検査	全数	劣化部が含まれていないこと	撤去前
	幅、長さ	スケール		+規定しない、-0mm	撤去後
断面修復 左官工	外観	目視	全数	異常が認められないこと	完了後
	幅、長さ	スケール		+規定しない、-0mm	
ひび割れ補修工 注入・充てん	長さ	スケール	全数	+規定しない、-0mm	完了後
表面含侵工 上塗り	三重県公共工事共通仕様書の「コンクリート面塗装工」に準ずる。				

4-2. 施工ヤード

施工ヤード（資材置き場、駐車スペース等）は、搬入口付近の約 370m²（6.5m×30m、7m×25m、位置は別紙参照）とする。詳細については、四日市港埠頭株式会社、コンテナターミナル利用者及び監督員と協議のうえ決定するものとする。

4-3. 図面について

- ① 図面は A1 印刷時の縮尺とする。
- ② 図面に記載している施工手順については参考とする。

第 5 章. 疑義事項等

5-1. 設計図書に明記されていない事項または不明・疑義の生じた事項について、速やかに監督員と協議し、指示を受けるものとする。

建設リサイクル法に関する条件明示等

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

積算条件

工程	作業内容	分別解体等の方法（※）
①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他 ()	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

① 分別解体等の方法

※「分別解体の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

再資源化施設名を明示することは、再資源化施設を指定するものと解釈され、自由な競争を阻害する恐れがあるため、明示はしないものとする。

なお、積算上は「運搬費+受入料金」の合計額の最も安価となる再資源化施設を想定している。

2. 元請業者から発注者への書面による事前説明（建設リサイクル法12条関係）

少なくとも以下の事項について説明する。

- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- ・ 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- ・ 工事着手の時期及び工程の概要
- ・ 分別解体等の計画
- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

以上の説明については、建設リサイクル法省令で定めた様式第1号の別表1（建築物に係る解体工事）、別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様換））、別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））のうち、当該工事に該当する別表及び工程表を工事を請け負おうとする者が作成し、契約締結前に契約担当者又は工事担当者等に説明するものとする。

3. 工事請負契約書「7. 解体工事に要する費用等」に記入する内容について

契約締結時に発注者と請負者の間で確認した次の事項を請負者が記入するものとする。

- (1) 解体工事に要する費用
- (2) 再資源化等に要する費用
- (3) 分別解体の方法
- (4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

施工ヤード位置図

施工ヤード① (6.5m × 30m = 195m²)

施工ヤード② (7.0m × 25m = 175m²)

工事車両出入り経路
※出入り時間について別紙特記有り

